

富士吉田市国際親善委員会規約

(名称及び事務局)

第1条 この委員会は、富士吉田市国際親善委員会（以下「委員会」という。）と称し、事務局を富士吉田市役所内に置く。

(目的)

第2条 委員会は、外国都市及び市民との相互理解と親善により、文化、教育、経済の交流を推進し、国際平和達成の理念に寄与し、また在住する外国籍市民との友好親善、相互理解を目的とする。

(会員)

第3条 委員会は、次の表の会員及び準会員をもって構成する。

種別	会員名	資格要件
会員	団体会員	富士北麓に拠点を置く団体
	個人会員	富士北麓に拠点を置く個人（高校生以下である者を除く）
	賛助会員	委員会の趣旨に賛同する個人及び団体
準会員	高校生以下会員	富士北麓に拠点を置く個人のうち高校生以下である者

(加入)

第4条 会員及び準会員になろうとする者は、委員長に対し、別に定める入会申込書を提出するものとする。

(会費)

第5条 会員は次の会費を納入しなければならない。

- (1) 団体会員 年額 2,000円
- (2) 個人会員 年額 1,000円
- (3) 賛助会員 1口 2,000円

(退会)

第6条 会員及び準会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

- (1) 第3条に規定する会員及び準会員の資格要件を失ったとき。
- (2) 退会の申出があったとき。
- (3) 1年以上にわたって会費を支払わなかったとき。
- (4) 会員が死亡し、又は会員である団体、法人が解散若しくは消滅したときは退会したものとみなす。

(事業)

第7条

委員会は、第2条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- ① 姉妹都市親善交流の啓蒙及び推進
- ② 各種国際親善事業の計画立案及び推進
- ③ その他必要な事業又は行事の実施
- ④ 地域に在住する外国籍市民との交流事業の計画立案及び推進

(役員)

第8条

委員会に次の役員を置く。

- ① 委員長 1名
- ② 副委員長 若干名
- ③ 部会長ほか 若干名
- ④ 監事 2名

(役員を選出)

第9条

委員長、副委員長は第3条の会員の中から役員会において選出し、総会の承認を得るものとする。また監事は役員会において選任する。

(役員職務及び任期)

第10条

委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故ある時は、その職務を代理する。

3 役員は、各部会の企画について審議する。

4 監事は、会計を監査する。

5 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第11条

委員会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、委員長が委嘱する。

(会議)

第12条

委員会の会議は、総会、臨時総会、役員会とする。

2 会議は委員長が招集し、その座長となる。

3 総会は次の事項を承認及び議決する。

- ① 規約の制定及び改正
- ② 役員を選出

- ③ 事業報告及び決算
 - ④ 事業計画及び予算
 - ⑤ その他重要な事項
- 4 役員会は次の事項を審議する。
- ①規約の制定及び改正
 - ②役員を選出
 - ③事業報告及び決算
 - ④事業計画及び予算
 - ⑤その他部会から提案された重要な事項
- 5 役員会は次のことを承認できる。
- ①監事を選任
 - ②その他部会から提案された事項
- (事務局の職員)

第 13 条

事務局に局長及び局員を若干名おき、委員長が委嘱する。

- 2 局長は委員会の事務を掌理する。
- 3 局員は委員会の事務を処理する。

(会計)

第 14 条

委員会の会計は、会費、補助金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第 15 条

会計年度は、毎年 4 月 1 日にはじまり翌年 3 月 31 日を持って終わる。

(委任)

第 16 条

この規約に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。